

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本事業にかかる契約の締結は、令和6年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年1月12日

世田谷区

### 1. 契約予定件名

多言語遠隔通訳サービス業務委託

### 2. 履行期間

契約日～令和7年3月31日(月)

令和7年度及び令和8年度についても、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

### 3. 通訳アプリケーション導入場所

各総合支所5ヶ所、各出張所5ヶ所、世田谷総合支所外国人相談、文化・国際課、世田谷保健所生活保健課、学務課、広報広聴課、総務課(第1庁舎地下1階時間外受付窓口)、国保・年金課、マイナンバーカード交付窓口、児童相談所 計19か所

なお、履行箇所数については、調整の結果、数か所程度増減する可能性がある。箇所数は令和6年3月上旬までに決定する見込みである。

### 4. 業務内容

「多言語遠隔通訳サービス業務委託仕様書(案)」のとおりに

### 5. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当する者でないこと。また同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 多言語でのコールセンター業務及び通訳業務の実績を5年以上有し、かつ平成31年度以降に官公庁または官公庁が設立した機関を相手方とした、本件と同様の契約

実績があること。

(7) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

## 6. 説明書・参加表明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和6年1月12日(金)から1月25日(木)

(2) 配布場所 生活文化政策部文化・国際課(〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階)または世田谷区ホームページからダウンロード

## 7. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 令和6年1月25日(木)正午必着

(2) 提出方法 持参または郵送(土日、祝日の受付不可)

(3) 提出先・問合せ先 13 担当所管課あて

## 8. 企画提案書の提出者(以下「提案者」)を選定する基準

本件では提案者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

## 9. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

直近の年度の財務諸表の写し 令和6年2月8日(木)午後5時必着

企画提案書

見積書

} 令和6年2月22日(木)午後5時必着

(2) 提出方法

持参または郵送(土日、祝日の受付不可)またはメール

~ 持参または郵送(土日、祝日の受付不可)

(3) 提出先・問合せ先 13 担当所管課あて

## 10. 提案書の審査方法

(1) 審査方法

書類審査

(2) 日程

2月27日(火)~3月12日(火)(予定)

(3) 選考方法

選定委員会において選考を行う。

(4) 提案書の評価

提案書の評価は「評価基準」を基に、選定委員会が採点を行う。

提案書の書類審査により総合的に評価した結果、合計得点が最も高い提案者を第1位とし、特命随意契約に向けて交渉を行う。ただし、提出された財務諸表により、財務の安定性が著しく低い提案者であると判断した場合、もしくは、評価基準表の評価項目中、1項目でも全ての選定委員から「悪い」の評価を受けた場合は「失格」とし、次点の提案者を第1位とする。また、第1位の合計得点が満点の60%に満たなかった場合、どの提案者とも交渉を行わないこと

がある。

本業務の履行開始予定日までに、第1位の提案者との交渉が整わなかった場合は、次点の提案者との特命随意契約に向け、改めて交渉を行う。

合計得点が同点の場合は、評価基準表の「見積金額」の点数が高い提案者を第1位として選定する。

上記でも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する。

#### 1.1. 審査結果の通知期日及び方法

令和6年3月14日(木)までに、提案者全てへ郵送にて通知する。(予定)  
その他、区ホームページでも結果を公表する。

#### 1.2. その他

- (1) 審査委員、本区職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁ずる。接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。
- (2) 応募一提案者につき、提案は一案とする。複数の提案はできない。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできない。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (5) 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 提案書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出すること。
- (7) 応募に関して必要となる費用は特に定めのない限り提案者の負担とする。
- (8) 選定の透明性を確保するため、提案者の団体名、選定結果及び選定理由を公表することがある。よって、提案者はその旨を承諾した上で応募したものとみなす。
- (9) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (10) 提案者への参加報酬は支払わない。
- (11) 契約保証金 免除
- (12) 契約書の作成 要
- (13) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定 無
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 13担当所管課に同じ
- (15) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

#### 1.3. 担当所管課

世田谷区生活文化政策部文化・国際課

住所：〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5

梅丘分庁舎3階

電話：03-6304-3439(直通)

FAX：03-6304-3710